

横浜市下水道事業経営研究会

(第 10 期)

報告書

令和 8 年9月

横浜市下水道事業経営研究会

はじめに

横浜市の下水道事業は、市民生活や都市活動を支える重要な基礎インフラとして、公衆衛生の向上、浸水被害の軽減、公共用水域の水質保全など、多様な役割を担ってきた。

他方、横浜市においては、長期的に人口が減少していくことが見込まれており、これに伴う下水道使用料収入の減少や担い手不足は避けて通ることのできない課題となっている。加えて、近年の物価や金利の上昇、施設の加速度的な老朽化、更新需要の本格化など、下水道事業を取り巻く経営環境は、かつてないほど厳しさを増している。

さらに、埼玉県八潮市における道路陥没事故を契機に、下水道法が改正されるなど、下水道施設の維持管理・更新をめぐる課題は、全国的にも顕在化している。こうした状況は、下水道事業の安全性及び信頼性に対する社会的関心を一層高めるとともに、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供していくための経営のあり方を、改めて問い直すものとなっている。

今後の下水道事業においては、人口減少に伴う収入構造の変化、施設の老朽化の進行、更新の時期及び規模、さらには自然災害への対応などを総合的に勘案しながら、現在の下水道システムを、将来を見据えた強靱で安定的かつ持続可能なシステムへと転換していくことが求められる。横浜市の下水道事業は、まさにその方向性を明らかにすべき重要な局面を迎えている。

このような認識の下、第10期横浜市下水道事業経営研究会では、横浜市下水道事業の現状と課題を整理し、長期的な視点に立った今後の下水道事業の方向性について審議を重ねてきた。

本研究会では、基礎自治体として最大規模を有する横浜市の下水道事業における将来を見据えた方向性が、全国の自治体にとっても重要な示唆を有するものとなることを念頭に、提言を取りまとめた。

なお、第10期の期間には、「横浜市下水道事業中期経営計画2022」から「横浜市下水道中期経営計画2026」へ移行する時期が含まれることから、本報告書では、同計画2026の策定に当たり重視すべき観点についても整理している。

加えて、専門的事項に係る調査研究及び審議を行う3つの検討部会「気候変動を踏まえた浸水対策検討部会」、「下水道管路の公民連携事業検討部会」及び「下水道施設の公民連携事業検討部会」における活動報告についても併せて掲載している。

本報告書が、横浜市下水道事業の将来を展望した施策の推進に資するとともに、市民生活と都市活動を将来にわたり支える下水道システムの構築に寄与することを期待する。

令和8年9月

横浜市下水道事業経営研究会（第10期）

目次

第1章 審議事項1「横浜市下水道事業中期経営計画 2026」	1
1. 審議内容	1
(1) 概要	1
(2) 計画の策定及び遂行における重要な観点等	1
2. 計画の概要	2
(1) 市民に伝わりやすい表現	2
(2) 施策効果の見える化	3
(3) 財政収支計画	4
第2章 審議事項2「将来を見据えた横浜市下水道事業の今後の方向性」	5
1. 現状認識	5
(1) 下水道事業の状況	5
(2) 下水道事業の課題	11
2. 審議内容	15
(1) 市民の理解と共感を得るために取るべき行動	15
(2) 社会情勢を踏まえた今後の展開	16
(3) 将来を見据えた下水道システムのあり方	17
(4) 今後の老朽化対策の進め方	19
3. 将来を見据えた下水道事業の今後の方向性に関する提言	20
第3章 報告事項	22
1. 気候変動を踏まえた浸水対策検討部会	22
2. 下水道管路の公民連携事業検討部会	23
3. 下水道施設の公民連携事業検討部会	24
第4章 運営要綱・委員名簿・審議経過	25
1. 運営要綱	25
2. 委員名簿	30
(1) 横浜市下水道事業経営研究会（第10期）委員名簿	30
(2) 各検討部会委員名簿	31
3. 審議経過	32

第1章 審議事項1「横浜市下水道事業中期経営計画2026」

1. 審議内容

(1) 概要

横浜市が策定する「横浜市下水道事業中期経営計画2026」（以下、「計画2026」という。）について審議を行った。

計画2026は、「下水道事業が目指すべき姿」の実現に向けて、持続可能な下水道経営を推進するため、令和8年度から令和11年度までの4年間の施策・事業運営・財政運営の方向性と具体的な取組を示した実行計画である。また、「横浜市中期経営計画2026-2029」の個別分野別計画であるとともに、総務省が公営企業に策定を求めている「経営戦略」に位置付けられるものである。

計画2026では、市民に下水道の役割や施策の効果等が伝わるよう、ロジックモデルの考え方を活用した体系としており、施策効果の見える化を図っている点が特徴の一つとして挙げられる。

また、老朽化施設の加速度的な増加や、気候変動の影響による集中豪雨の頻発化、物価高騰などの課題に対応し、将来にわたり安定的かつ持続的な下水道サービスを提供していくため、計画2026の計画期間を含む10年間を対象とした財政収支計画が示された。

なお、下水道事業を取り巻く環境は大きく変化する過渡期にあることから、計画2022における施策の整備水準や整備方針を基本的に踏襲しながら事業を継続することとしている。

計画2026策定後に、下水道法が改正されたことを踏まえ、維持管理や老朽化対策のあり方について検討を進めるとともに、施設の機能を将来にわたり適切に維持していくため、必要となる改築・更新に係る費用を見込んだ投資計画について、今後も継続的に検討していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本研究会では様々な観点から審議を行った。

(2) 計画の策定及び遂行における重要な観点等

計画2026の策定及び遂行等にあたり、重要な観点等を取りまとめたので、次に示す。

- 下水道事業は、「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、受益者である市民の負担により支えられていることから、下水道が市民生活において果たしている役割について、その必要性及び重要性を実感できるよう、わかりやすい説明に努めること。
- 各施策の指標については、可能な限り数値化を図るとともに、施策効果を市民にわかりやすく示すこと。
- 財政収支計画を示すとともに、市民の理解の促進につながるよう、資金の流れ等の可視化を図ること。
- 厳しい財政状況の中にあっても、安定的かつ持続的に下水道サービスを提供できるよう、収入確保及び支出削減を積極的に取り組むとともに、広報活動を戦略的に実施すること。
- 下水道事業を取り巻く環境は過渡期にある。計画2026策定後においても、下水道法の改正や社会・経済情勢を踏まえ、財源を含め中長期的な投資計画を継続して検討すること。

2. 計画の概要

(1) 市民に伝わりやすい表現

計画 2026 は、「CHAPTER1 計画の概要」及び「CHAPTER2 下水道事業について」、「CHAPTER3 下水道を取り巻く環境」、「CHAPTER4 4 年間の実施計画」、「CHAPTER5 財政収支計画」で構成されており、施策や取組への理解を深めるため、必要に応じてコラムを掲載している。

また、前述の 1 (2)「計画の策定及び遂行における重要な観点等」を踏まえ、「CHAPTER2 下水道事業について」及び「CHAPTER3 下水道を取り巻く環境」では、下水道の基本的な役割・必要性・重要性や、それを取り巻く環境について、市民の理解が深まるようわかりやすく伝える工夫がなされている。

さらに、「下水道事業が目指す姿」を明確に示すとともに、公共下水道管理者としての「下水道を守り抜き、市民の暮らしを支える」という責務と、その実現に向けた姿勢が示されている。

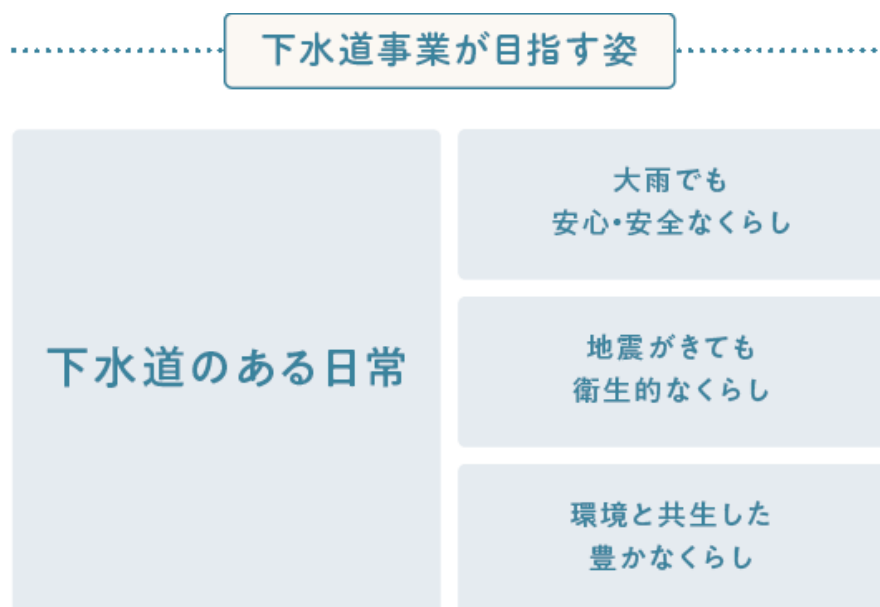


図 1-1 下水道が目指す姿

(2) 施策効果の見える化

市民への伝わりやすさ、効率的な事業運営の重要性を念頭に置き、図 1-2 に示すバックキャスト的にロジックモデルの考え方を踏まえ、下水道が目指すべき姿の実現に向けて、6つの施策を示し、各施策で、施策の効果やその効果を測定するための指標、4年間の事業費を整理している。また、前述の1(2)「計画の策定及び遂行における重要な観点等」を踏まえ、進捗や成果を客観的に把握できるよう、可能な限り指標の数値化が図られている。



図 1-2 バックキャスト的ロジックモデルの考え方

下水道事業が目指す姿	施策	施策の効果	施策指標	2025年度末	2029年度末	4年間の事業費
下水道のある日常	維持管理・老朽化対策	いつでも下水道が使える	下水道が使える日数	365日/年		3,417億円
大雨でも安心・安全なくらし	浸水対策	大雨でも生命・財産を失わない	「浸水リスクが高く早期に整備する地区」に着手している率	29%	100%	1,013億円
地震がきても衛生的なくらし	地震対策	地震がきてもトイレが使える	重要施設の耐震化率	91%	100%	110億円
環境と共生した豊かななくらし	公共用水域の水質保全	きれいな河川や海がある	計画放流水質の達成率	95%以上		139億円
	下水道資源の有効活用	資源やエネルギーを循環利用している	汚泥を有効活用している率	100%		20億円
	温室効果ガスの削減	温暖化を抑制している	下水道事業における温室効果ガス削減率	38%削減		117億円

図 1-3 施策効果の見える化

(3) 財政収支計画

横浜市では、今後、人口の減少が見込まれる一方で、老朽化施設の加速度的な増加や気候変動の影響による降雨量の増加に伴う対応など、下水道に求められる役割は一層拡大している。さらに、物価上昇や金利上昇等の経済状況も相まって、下水道事業を取り巻く財政状況は非常に厳しいものとなっている。

このような状況を受け、計画 2026 における今後 10 年間の収支見通しでは、下水道使用料は減少傾向にある一方で、維持管理費や建設改良費は増加傾向にある。このため、純損益については、図 1-4 に示すとおり令和 9 年度以降、悪化していく見通しとなっている。

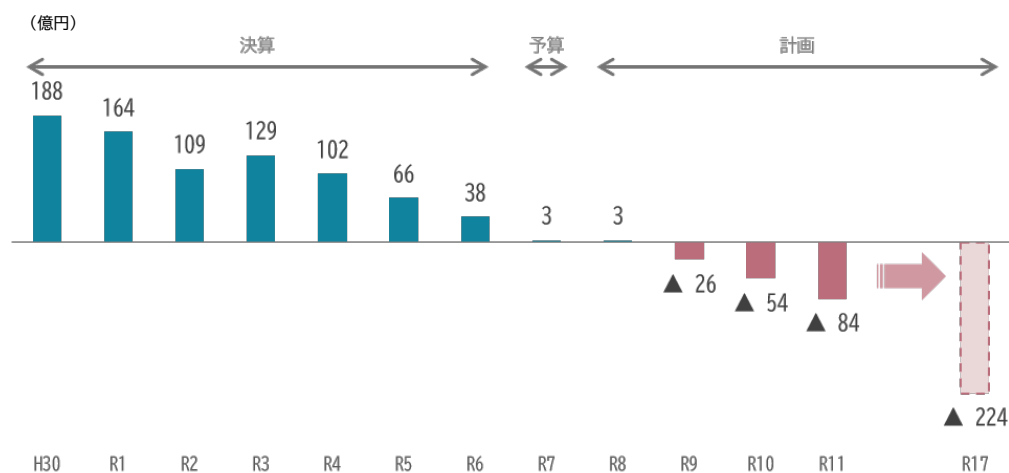


図 1-4 純損益の動き

なお、計画 2026 の計画期間内では、純損失が発生する経営状況にあるものの、累積資金残高は一定期間約 400 億円（第 9 期下水道事業経営研究会で示した累積資金残高の目安額）を確保できる見込みである。しかし、累積資金残高は令和 17 年度には約 226 億円まで減少する見通しであり、将来にわたり安定的な事業運営を行うためには、コスト削減や業務の効率化など、一層の経営改善に取り組む必要がある。

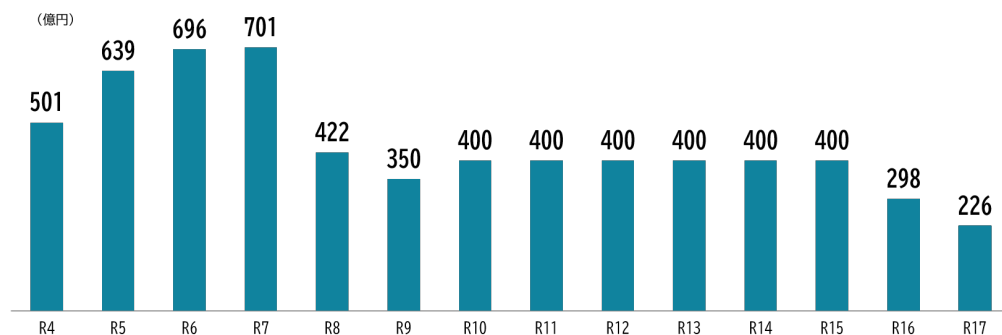


図 1-5 累積資金残高

加えて、下水道法の改正により、施設の計画的な改築や事業基盤の強化が求められていることを踏まえ、老朽化施設の改築・更新に必要な投資額を適切に見込むとともに、その財源のあり方や市民負担への影響を含めた中長期的な財政収支計画の検討を深めていく必要がある。

第2章 審議事項2「将来を見据えた横浜市下水道事業の今後の方向性」

下水道事業は、戦後、衛生環境の改善を求める市民の強い要望を受け、下水道整備を積極的に推進してきたことにより、生活環境の改善、公衆衛生の確保、公共用水域の水質保全、浸水の防除という「市民の快適で安全・安心な生活」にとって大きな役割を果たしている。

下水道は、代替の利かない公共インフラであり、横浜の未来を見据え、社会環境の変化等に対応しながら、市民の暮らしを支える下水道サービスを安定的かつ持続的に提供していく必要がある。

そのためにも、下水道が果たしている役割や直面している課題を市民に理解・共感を得て、将来を見据えた横浜市の下水道事業の方向性を明確にしていく必要がある。

1. 現状認識

(1) 下水道事業の状況

ア 下水道の役割

横浜市は、戦後における急激な人口増加及び産業の集中に伴う都市化の進展により、公共用水域の水質汚濁の進行や浸水被害の頻発を招き、生活環境が次第に悪化していた。

このため、昭和25年に都市計画第Ⅰ期下水道事業の認可を受け、下水道整備に着手した。さらに、昭和37年には現在の中部水再生センターの運転を開始し、下水処理を開始した。

図2-1は、横浜市の下水道普及率及び下水道整備費の推移を示したものである。昭和55年から平成6年にかけて、年間1,000億円を超える整備費を投じ、集中的に下水道整備を進めることで、普及率の向上を図ってきた。その結果、令和元年には下水道普及率は概成100%に達した。

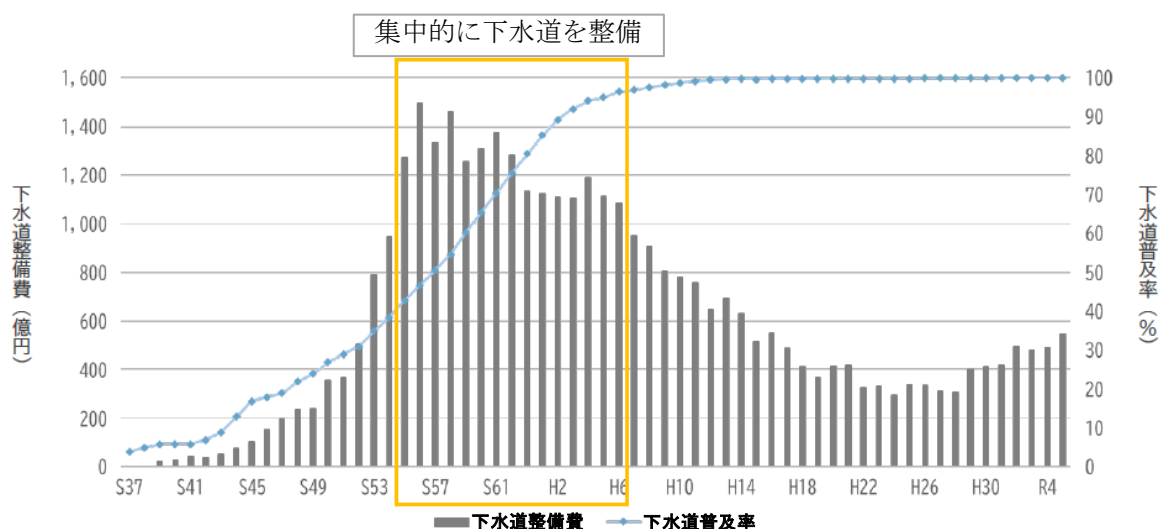


図2-1 横浜市の下水道普及率

図 2-2 は、下水道普及率とし尿収集量の推移を示したものである。「横浜市下水道事業研究会報告書」（平成 4 年 5 月 26 日）によると、図 2-2 に示した期間においては、下水道普及率の上昇に伴い、し尿収集量は減少しており、生活環境の改善及び公衆衛生の確保が図られてきたことを示している。

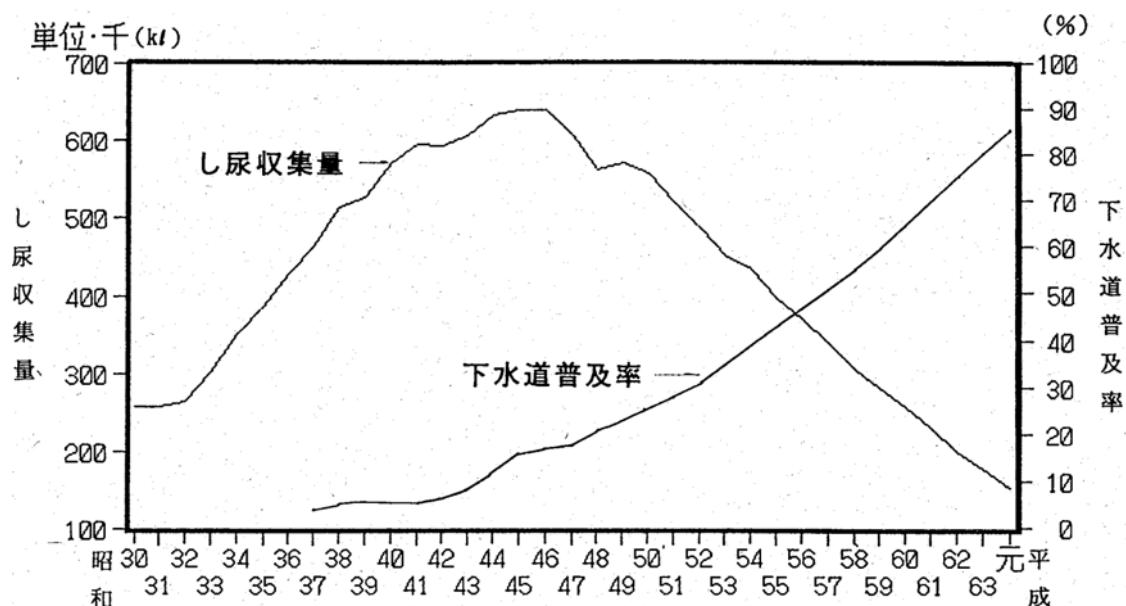


図 2-2 し尿収集量の推移

図 2-3 は、公共用水域の水質の推移を示したものである。下水道普及率が向上することに伴い、公共用水域の水質が改善していることを示している。

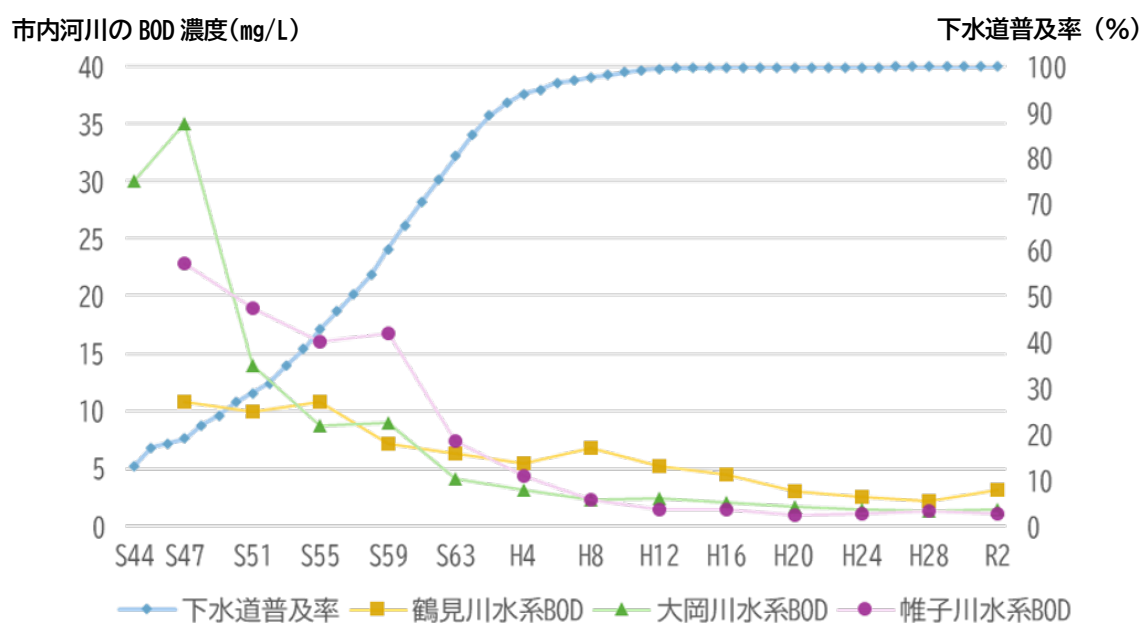


図 2-3 公共用水域の水質の推移

図 2-4 は、浸水対策の進捗状況を示したものである。横浜市内では、平成 10 年代から 20 年代にかけて、台風により合計 179 地区で浸水被害が発生した。

これらの地区において、再度の浸水被害を防止することを目的に対策を進めた結果、179 地区のうち 158 地区（88％）で対策が完了し、浸水被害への対応が進んでいることを示している。

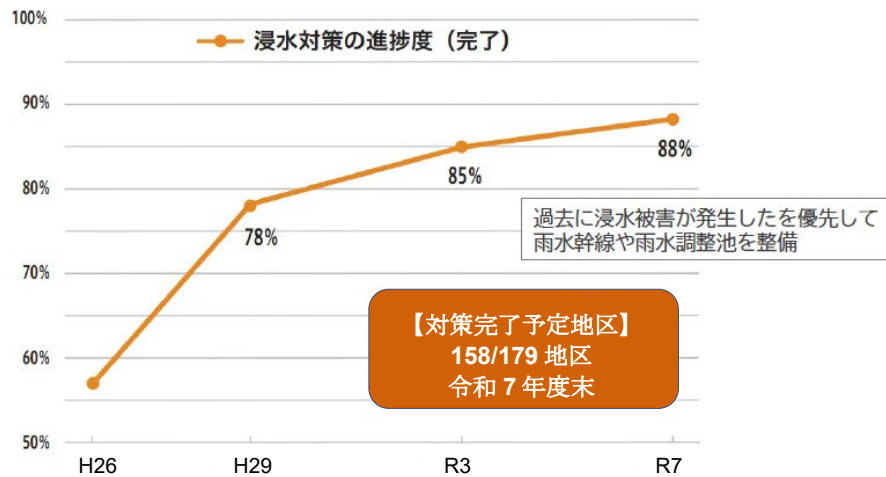


図 2-4 浸水対策の進捗状況

イ 拡大する下水道の役割

(ア) 下水道資源の有効活用

下水道は現在、公衆衛生の確保などの基本的な役割に加え、循環型社会の構築への貢献が求められている。

横浜市では、図 2-5 のとおり、下水の処理過程で発生する資源やエネルギーの有効活用を取組を進めている。



下水道資源の活用フロー

図 2-5 資源の有効活用

(イ) 公共用水域の水質保全

閉鎖性水域である東京湾は、富栄養化に伴う赤潮が発生しやすい環境のため、放流する処理水の水質保全が求められている。

横浜市では、下水をきれいにするだけでなく、富栄養化の原因である窒素やリンを除去する高度処理法を導入し、赤潮の発生回数の低減に向けた取組を進めている。



図 2-6 東京湾の水質改善

(ウ) 地震対策

災害時においても市民が継続してトイレを使用できるよう機能を確保するとともに、下水道管の破損に起因する道路陥没を防止し、緊急輸送路等の交通機能を確保することが求められている。

横浜市では、緊急輸送路等の交通機能を確保するため、人孔浮上対策や下水道管の耐震化の取組を進めるとともに、必要な下水処理機能を確保するため、水再生センター等の耐震化の取組を進めている。



マンホール浮上(輪島市)

図 2-7 被害の状況

(エ) 浸水対策（気候変動）

浸水対策については、これまで再度災害防止の観点から、浸水被害が発生した地区を優先して整備を進めてきた。

一方で、日本全国における1時間あたり50ミリメートル以上の強い雨の発生回数は、約40年前と比較して約1.5倍に増加しており、令和22年頃には横浜市においても降雨量が約1.1倍となることが予測されていることから、気候変動の影響を見据えた計画的な対応が求められている。

横浜市では、再度災害防止の観点に加え、浸水シミュレーションを活用した「事前防災」の観点を取り入れるとともに、気候変動の影響を踏まえた浸水対策プランを策定し、対策を進めている。

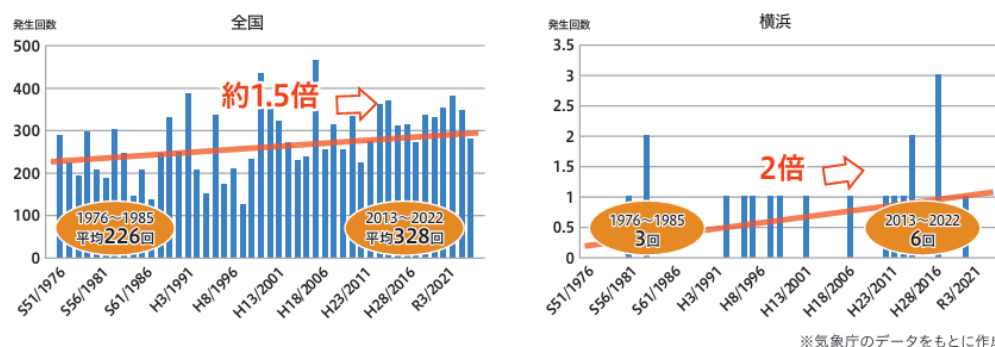


図 2-8 全国及び横浜市の1時間あたり50mm以上の降雨の年間発生回数の推移

(オ) 温室効果ガスの削減

図2-9に示す円グラフは、横浜市役所全体における事業別のCO₂排出割合を示したものであるが、下水道事業は令和元年度において2番目に排出量が多く、全体の約17%を占めている。そのため、下水道事業ではCO₂削減に向け積極的な対策が求められている。

横浜市下水道事業では、水再生センターの上部空間を活用した太陽光発電設備の導入を進めるとともに、汚泥資源化センターにおいて、N₂O（温室効果はCO₂の265倍）の排出を大幅に削減できる高性能汚泥焼却炉の導入など、2030（令和12）年度の50%削減に向けた取組を進めている。

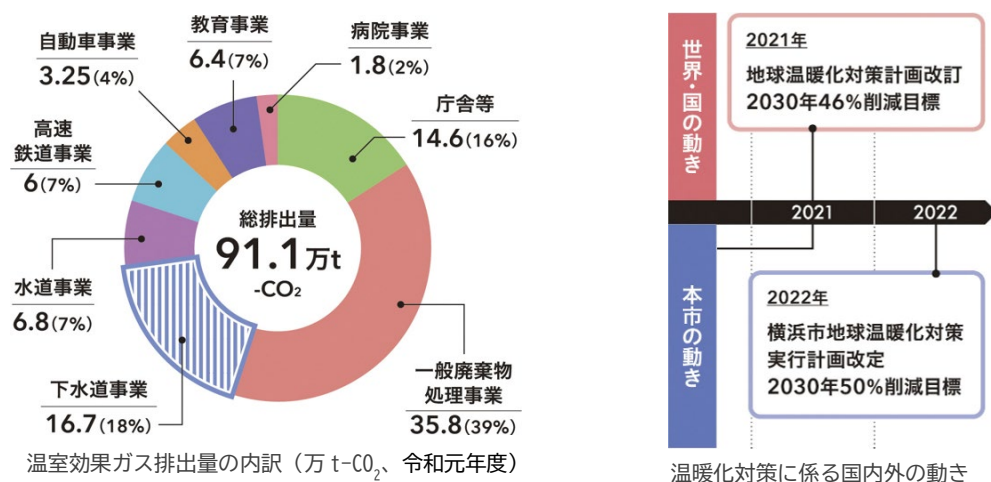


図 2-9 温室効果ガス排出量の内訳（万t-CO₂、令和元年度）

(カ) 横浜市下水道事業の整備状況

様々な役割に対応するため、下水道施設の整備を進めてきた結果、横浜市は、図 2-10 に示すとおり膨大な下水道施設を有している。今後は、これらの施設の老朽化が進行していくため、計画的な維持管理及び再整備・再構築を進めていく必要がある。

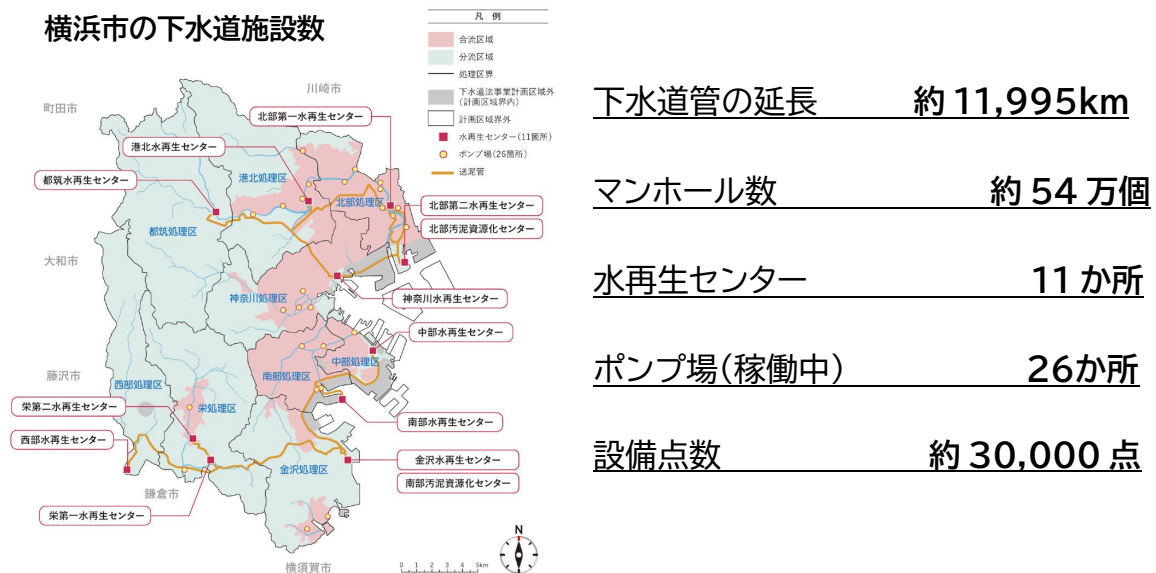


図 2-10 横浜市の下水道施設数

(2) 下水道事業の課題

ア 下水道施設の老朽化

図 2-11 は、下水道管の老朽化の進行状況を示したものである。令和 5 年度時点では、約 1,550 キロメートル（全体の約 13%）の下水道管が耐用年数を経過しているが、20 年後の令和 25 年には約 1 万キロメートル（全体の約 80%）に達する見込みである。このことから、今後、下水道管の老朽化が急速に進行することが見込まれる。

また、水再生センター、汚泥資源化センター、ポンプ場及び主要設備についても老朽化が進行しており、現時点で 5 か所の水再生センターが整備後 50 年を経過し、耐用年数を経過しているが、10 年後には 11 か所全ての水再生センターが耐用年数を経過する見込みである。ポンプ場についても、10 年後には全体の約 3 分の 2 が整備後 50 年を経過する見込みである。さらに、主要設備については、令和 6 年度末時点で 420 設備が耐用年数を経過しており、11 年後には 482 設備に増加する見込みである。

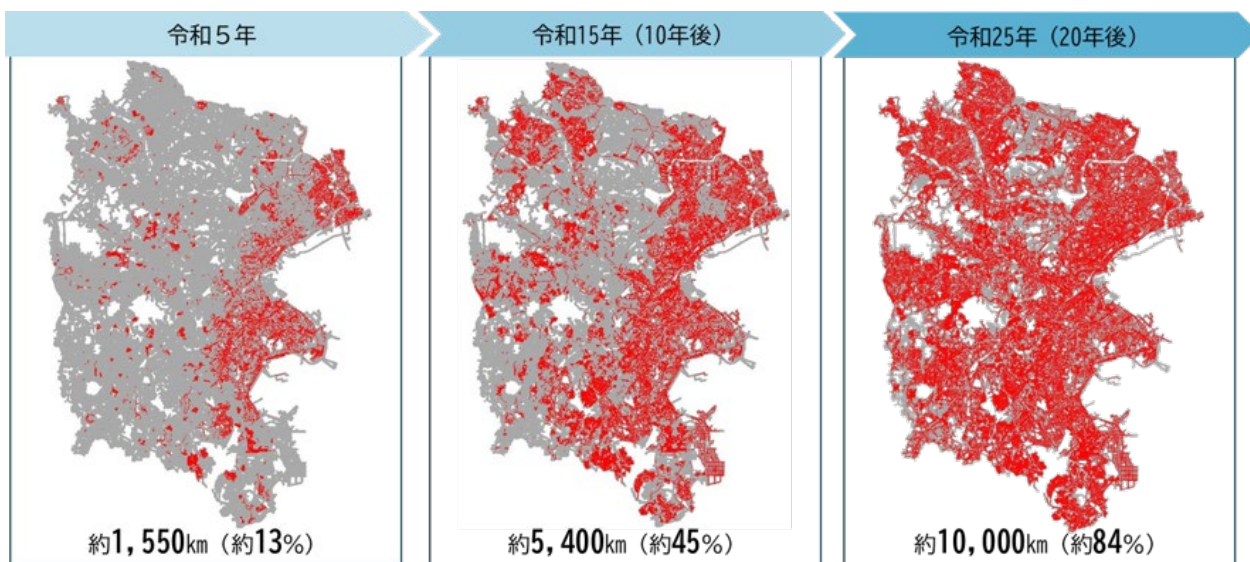


図 2-11 下水道管の老朽化

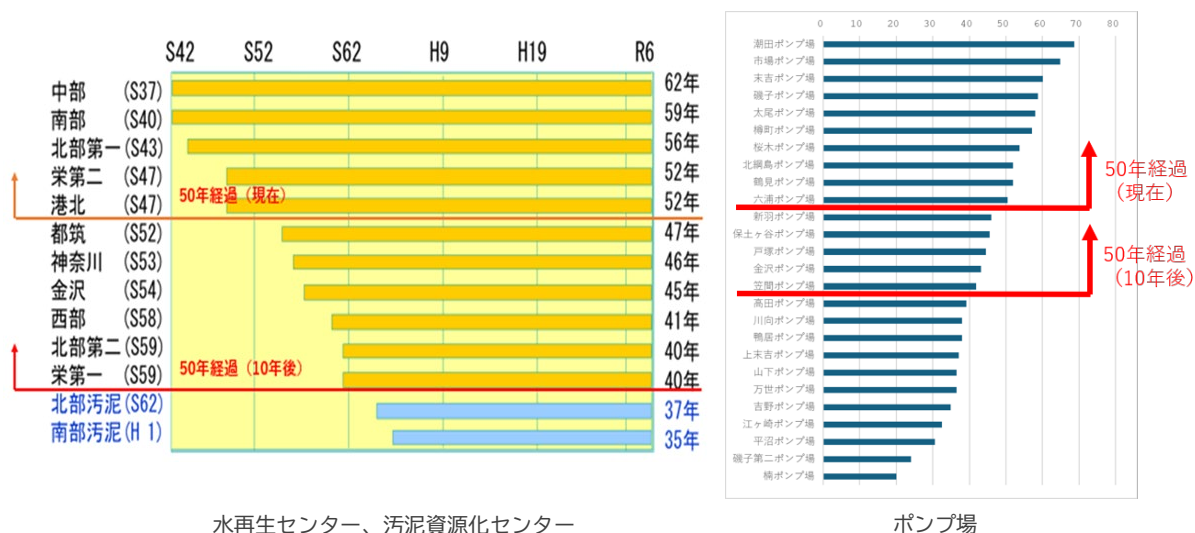


図 2-12 水再生センター・汚泥資源化センター・ポンプ場の老朽化

下水道管は布設後 30 年を経過すると、損傷等に起因する道路陥没のリスクが高まる傾向にある。このため、横浜市では、30 年を経過した下水道管を対象とした計画的な点検・調査により下水道管の状態を把握し、得られたデータに基づき事故やトラブルの未然防止を図る「状態監視保全」による維持管理や再整備に取り組んでいる。今後、老朽化した下水道管が急激に増加することに伴い事業量の大幅な増加が見込まれることから、より効率的な維持管理及び再整備が求められる。

水再生センター等においては、設備機器の点検により損傷の早期発見や補修を行い、重大事故の回避に努めてきた。さらに、主要設備の健全度調査（リスク評価）に基づき、リスクの高い設備から優先的に修繕や再整備を実施することで、設備の長寿命化及びライフサイクルコストの低減に取り組んでいる。しかしながら、常時水が流入し代替施設のない施設については、状態監視保全が困難なため、新たな施設の築造（再構築）が必要となる。

これらの下水道施設の再整備及び再構築を進めるに当たっては、下水道法改正の趣旨を踏まえ、メンテナビリティ及びリダンダンシーの確保を考慮した施設整備を進めることが求められる。

イ 人口減少

図 2-13 は、将来の生産年齢人口の推移を示したものである。横浜市の人口は、2021（令和 3）年に約 378 万人でピークを迎えた後、2070（令和 52）年には約 300 万人まで減少することが見込まれている。

また、生産年齢人口の減少はさらに顕著であり、239 万人から 160 万人へと約 33%減少する見込みである。この点については、事業の担い手となる民間事業者のみならず、行政における職員数についても同様に減少していくことが見込まれており、今後の事業執行体制への影響が懸念される。

そのため、人口減少に対応した事業運営が求められる。

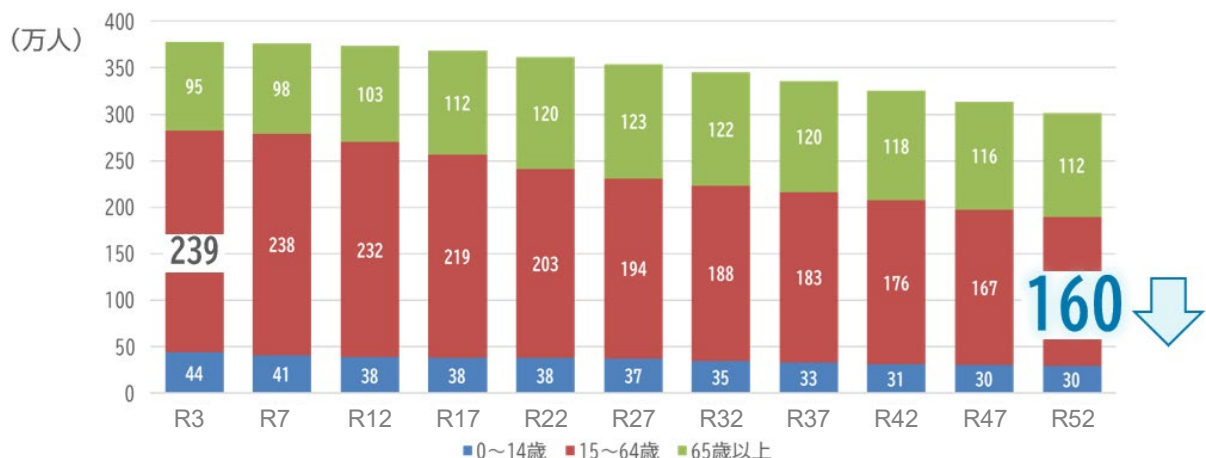


図 2-13 生産年齢人口の推移

ウ 物価の上昇

図 2-14 は、物価の変化を示したものである。国土交通省が公表する建設工事デフレーターによれば、平成 27 年を基準とした場合、令和 6 年に同等の工事を実施するには、約 1.3 倍の工事費となるなど、建設費が上昇している。

また、公共工事設計労務単価は、工事従事者の人件費を見積もる際の基準となる単価である。平成 27 年の 16,678 円から令和 6 年には 23,600 円へと上昇しており、当該単価についても増加傾向にある。

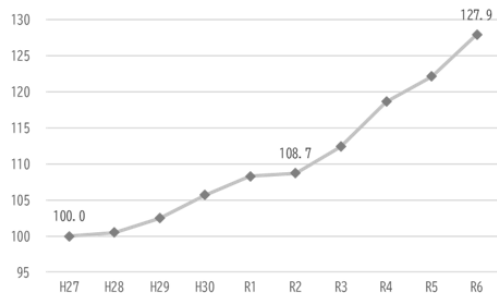
さらに、下水道施設の運転に不可欠な電力費も上昇している。

加えて、近年の企業債利率は上昇傾向にある。施設整備に当たっては事業費の一部を企業債の発行により賄っているが、その償還に係る利率は、過去には 0.1% 程度の低水準で推移していた時期もあったものの、近年では 1% を超える水準となっている。

今後は、物価や金利などの上昇を考慮した事業運営が求められる。

建設工事費デフレーターの推移

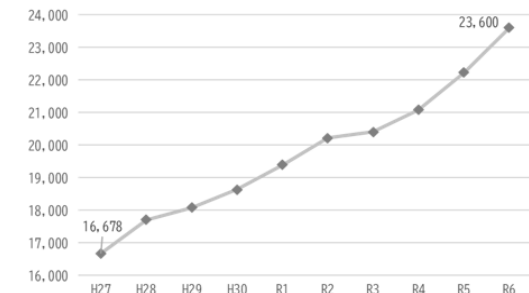
H27を基準年度とした場合



出典：建設工事費デフレーター（国土交通省）より作成

公共工事設計労務単価（全国全職種平均値）

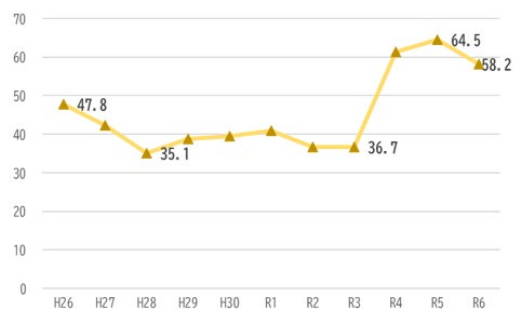
労務単価（円）



出典：令和 6 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価について（国土交通省）より作成

電力費（決算値）

電力費（億円/年）



企業債の利率

利率（%）

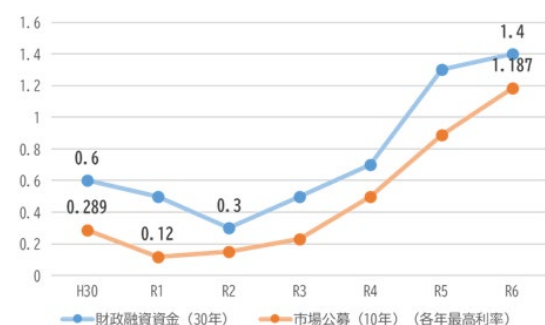


図 2-14 物価の推移

エ 下水道機能の維持・強化と持続可能な事業運営

令和7年1月に埼玉県八潮市で発生した下水道管の破損に起因するとされる道路陥没事故では、約120万人の住民に対して下水道の使用制限が余儀なくされるなど、社会生活に重大な影響が生じた。このことにより、改めて下水道の重要性及び社会基盤としての役割の大きさが認識された。これを受け、国土交通省では複数の委員会を設置し、下水道管路の点検手法や点検頻度の見直しに加え、メンテナビリティ及びリダンダンシーの確保といった構造基準について検討が進められている。

下水道サービスを持続的かつ安定的に提供し、将来にわたり施設機能を適切に維持していくため、今後、必要になる改築・更新に係る費用を的確に見込むことが求められている。



図 2-15 埼玉県八潮市の道路陥没事故

オ 課題の総括

下水道施設は長期間にわたり利用される代替の利かない重要な社会基盤であり、その機能を将来にわたり安定的かつ持続的に維持し、将来世代へ引き継いでいかなければならない。

一方、前述のア～エのとおり、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、今後は下水道施設の維持管理や再整備等に要する事業費が一層増加することが見込まれる。

厳しい状況ではあるものの、下水道の機能による効果は幅広い世代に及ぶことから、長期的な低成長を経て、物価や金利の上昇など社会経済情勢が変化する中においては、従来の思考にとらわれることなく、経営状態、施設の老朽化、適正な規模、世代間の公平性等を考慮し、コスト縮減や業務効率化を進めるとともに、適切な時期を捉え、確実な投資をしていくことが求められている。

2. 審議内容

(1) 市民の理解と共感を得るために取るべき行動

下水道は、公衆衛生の確保や浸水対策など、市民生活を支える重要な公共インフラであり、必要不可欠なものである。一方で、その価値は日常において「あって当たり前」の存在であるため、重要性が認識されにくい面がある。

下水道事業は「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、受益者である市民の負担により支えられている。人口減少が見込まれる中にあっても、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供していくためには、下水道の役割、事業の必要性等について、市民の理解と共感を得ることが不可欠である。

また、こうした取組は、市民の関心を高め、将来的な担い手の確保にも資する可能性があることから、広報や情報発信を重要な施策として体系的に位置付け、継続的かつ戦略的に実施していくべきである。

さらに、下水道サービスの維持が困難となった場合に市民生活へ及ぼす影響についても丁寧に周知し、下水道事業への理解の一層の促進を図ることが重要である。

また、人材や財源等が限られる中で、将来にわたり下水道サービスを安定的に提供していくためには、効率的な事業運営が不可欠である。このため、複数の課題に同時に対応する視点を持つとともに、広域化や技術開発、さらには民間との連携を含め、総合的に事業を推進していくことが必要である。

(2) 社会情勢を踏まえた今後の展開

横浜市下水道事業においては、取り組むべき事業の中でも、特に下水道管や水再生センター等の老朽化対策については、メンテナビリティ及びリダンダンシーの確保を踏まえた再整備・再構築に係る事業量が大幅に増加することが見込まれる。他方で、維持管理や浸水対策、地震対策についても、これまでと同様に着実に推進していく必要がある。

特に地震対策については、近年頻発する大規模地震を踏まえ、将来発生が懸念される大規模地震に備えるため、災害時のトイレ機能の確保について、大規模事業者との連携など、公民連携による迅速かつ確実な対応体制を構築していく必要がある。

これらの事業が十分に実施されない場合、様々なリスクが想定される。下水道管の老朽化対策や維持管理が十分に実施されない場合、最悪のケースでは、他都市で発生した事例のように道路陥没が生じ、人身事故や交通障害を引き起こすおそれがある。また、下水道機能の低下により使用制限が生じ、衛生環境の悪化を招くことで、健康被害の発生につながるおそれがある。さらに、浸水対策が十分に実施されない場合は、浸水被害の発生により市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすおそれがある。加えて、地震対策が十分に実施されない場合には、災害時にトイレ機能を確保できず、避難生活環境の悪化や健康被害の発生につながるおそれがある。

また、事業量の増加に加えて、人口減少に伴う担い手不足や物価の急激な上昇に伴う事業費の増大なども踏まえる必要がある。これらを総合的に勘案すると、必要な人材や財源等の経営資源には限りがあり、これらを踏まえ長期的視点に立って、計画的に対応する必要がある。

令和8年には、強靱で持続可能な下水道の実現に向け、維持管理・改築の実施及び事業基盤の強化、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ることを目的として、下水道法の一部が改正された。このような状況下において、下水道サービスの水準を維持・確保するためには、長期的な投資計画を策定し、将来のあるべき姿から現在取り組むべき施策を検討するバックキャストの視点に立って効果的な事業展開を図るとともに、データに基づき事業の優先度を見極めながら計画的に事業を進めることが必要である。

さらに、コスト削減や効率化についても最大限推進するとともに、事業に必要な経営資源の確保・拡充に向けた方策を検討する必要がある。

(3) 将来を見据えた下水道システムのあり方

今後は、人材や財源などの経営資源が限られる中で、いかに持続的に下水道サービスを提供していくかが大きな課題となっている。このため、横浜市下水道事業では、長期的な視点に立ち、3つの大きな要素について審議した。

ア 2070（令和 52）年を見据えた下水道事業のあり方

横浜市は現在、下水道の普及率が概成 100%となっており、人口減少が見込まれる中にあっても、横浜市の人口は 2070（令和 52）年時点で約 300 万人と推計される大都市であることから、市民生活と都市活動を支える重要な社会基盤である下水道サービスを現在と同様、将来にわたり市域全域で安定的に提供していく必要がある。

また、限られた経営資源の中で、下水道サービスを提供していくためには、持続可能な下水道システムへの転換を進める必要がある。加えて、災害時や緊急時においても必要な機能を確保できる、強靱で持続可能な下水道システムを構築するとともに、外的・人為的要因による処理機能の低下に備え、サイバーセキュリティの確保等に取り組むことが重要である。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な下水道サービスを確保するためには、将来を見据えた下水道システムに関する長期的な計画を策定することが必要である。

横浜市が検討を進めている下水道システムのあり方については、基本的な考え方を「300 万人時代を見据えた強靱で持続可能な下水道システム」としており、その実現に向けては、施設の処理能力を将来の人口規模を踏まえた施設配置や管理体制を見直す必要がある。

また、その方向性として、「設備点数の削減による維持管理コストの低減」、「再構築対象施設の適切な選定」及び「運営体制の効率化」を軸に据え、バックキャストの視点に立って、汚水中継ポンプ場の廃止や施設間連携の強化を進めることで、効率化とリダンダンシーの確保の両立を図ることが重要である。

この取組により、人口減少等を踏まえた持続可能な下水道システムへの転換が図られ、将来的には維持管理費や施設の再整備に係るコストの縮減が見込まれる。なお、このような取組を進めるに当たっては、既存施設を最大限活用するなど効率的な資産活用を図るとともに、投資効果を最大化する視点を持つことが重要である。

一方で、リダンダンシーの確保を目的とした施設は、緊急時の代替ルートや点検時の使用を目的とするものであり、このような施設を効果的かつ効率的に活用するためには、ハード整備に加え、運用面での検討を併せて行うことが不可欠である。

イ 公民連携のさらなる推進

既に各施設の特性に応じた公民連携を導入しているところであるが、今後の人口減少による担い手不足や施設の老朽化に対応し、持続可能な事業運営を実現するためには、さらなる連携の強化が求められる。公民連携を推進することにより、民間事業者が有する技術力やノウハウを活用し、工期短縮やコストダウンなどの効率化が期待される。

こうした中、横浜市は連携強化にあたり、新たな公民連携の導入方針について、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、「管路施設と水再生センター等は個別に管理すること」、「管路施設のうち小口径管は新たな公民連携手法とは別発注とすること」、「水再生センターと汚泥資源化センターは個別に管理すること」とする方向性を示した。将来的には、他都市の事例等を踏まえ、導入拡大の検討を行っていくことも必要である。

なお、公民連携の推進に当たっては、「対等な関係性」の確保が極めて重要である。行政と民間がそれぞれの強みを生かし、相互に補完し合う関係の構築が求められる。単に民間を活用するにとどまらず、民間が有する技術力、人材、ノウハウ等を取り込み、活用していくという視点が重要である。

また、公民連携を単なる業務委託とせず、民間事業者との協働を通じて技術や知見を相互に共有し、共に成長していく関係性を構築するとともに、横浜市内においても技術の継承や技術者の育成にしっかりと取り組んでいくことが重要である。

ウ 新技術の活用に向けた取組

近年の社会経済情勢の急激な変化に伴い、下水道事業の課題も多様化・複雑化していることから、強靱で持続可能な下水道システムの構築に向け、新たな技術の実装が求められている。

こうした中、「省エネルギー・創エネルギーなどの脱炭素」「浸水対策・震災対策」「改築更新・再整備」「DX技術による効率的な維持管理」に資する技術の開発に取り組んでいる。これらの取組は、今後、人材や財源等の経営資源が限られる中において、下水道事業を持続的に推進していくためにも極めて重要であり、確実に実装につなげていく必要がある。

(4) 今後の老朽化対策の進め方

横浜市における老朽化対策は、これまで状態監視型の維持管理により、効果的・効率的に進めてきた。しかし、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、国においては下水道管路の点検・調査・改築に係る新たな考え方の検討が進められている。市民の安心・安全なくらしを支えていくためには、国の検討結果等を踏まえた維持管理の強化や老朽化対策が求められている。

図 2-16 は、埼玉県八潮市における道路陥没事故を踏まえ、国において基準化が進められている下水道管路の点検・調査に係るメリハリの考え方を示したものである。

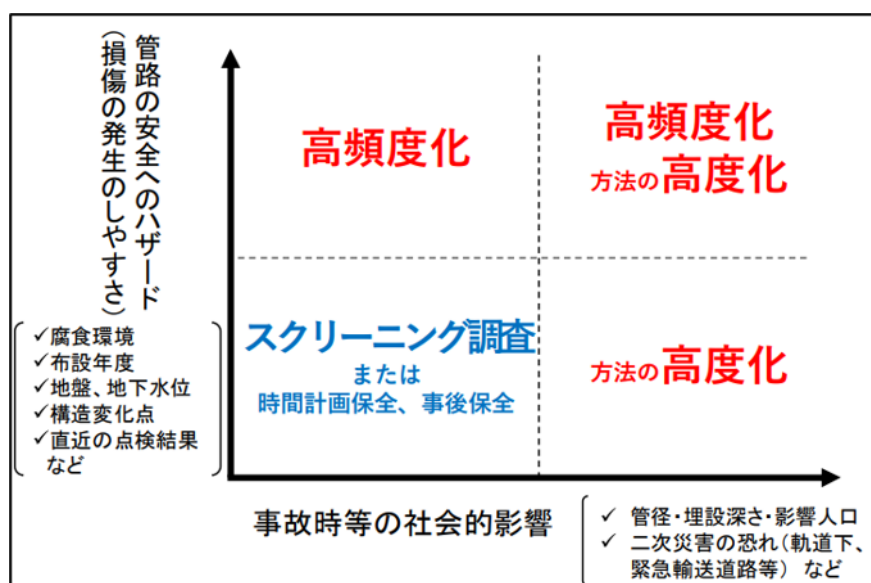


図 2-16 下水道管路の点検・調査の重点化とメリハリの考え方

（出典：国交省 第 8 回上下水道施策の基本的なあり方検討会 R7.12.12）

今後の老朽化対策については、限られた経営資源の中で優先度に応じた事業を実施していく必要があることから、市民生活に与えるリスクの評価及び管理のあり方が極めて重要となる。また、リスクの見える化を図るとともに、必要な対策を講じない場合に想定される影響についても可視化し、市民に対して丁寧かつわかりやすい説明を行い、理解を得ながら事業を推進していくことが重要である。

3. 将来を見据えた下水道事業の今後の方向性に関する提言

人口減少が見込まれる中であっても、横浜市の人口は 2070(令和 52)年時点で約 300 万人と推計される大都市であることから、市民生活と都市活動を支える重要な社会基盤である下水道サービスを現在と同様、将来にわたり市域全域で安定的に提供していく必要がある。

本研究会では、こうした認識の下、将来を見据えた下水道事業の今後の方向性について、次のとおり提言する。

(1) 社会情勢を踏まえた事業の推進

●【下水道機能の確実な維持と継承】

人口減少に伴う下水道使用料収入の減少や担い手不足など、経営資源の縮小が見込まれる一方で、施設の急速な老朽化への対応や自然災害への備えなど、下水道事業が担うべき役割と課題は一層増大している。こうした状況にあっても、公共下水道は市民生活と都市活動を支える代替の利かない重要な社会基盤であり、その機能を将来にわたり安定的かつ持続的に維持し、将来世代へ引き継いでいかなければならない。

●【バックキャストの視点に立った事業展開】

将来のあるべき姿を見据え、そこから現在取り組むべき施策を検討するバックキャストの視点に立ち、限られた財源、人材及び施設といった経営資源を最大限有効に活用しながら、データに基づいた事業展開をすべきである。その際には、市民生活への影響や事業効果を踏まえた優先度を見極め、事業を推進していく必要がある。

●【持続的な事業運営を支える経営基盤の強化】

これらの事業を持続的に推進するため、将来的に必要となる財源や人員体制等を的確に見通した上で、コスト縮減や業務効率化を進めるとともに、事業に必要な経営資源の確保・拡充に向けた方策を検討すべきである。

●【災害への備え】

昨今の気候変動による大雨の激甚化・頻発化やいつ発生するかわからない地震に対して、限られた経営資源の中、浸水対策や施設の耐震化、災害時におけるトイレ機能の確保などの事業を着実に推進すべきである。

(2) 持続可能な下水道システムの構築と事業運営の効率化

●【持続可能な下水道システムへの転換】

人口減少や社会構造の変化を見据え、施設の処理能力を将来の人口規模を踏まえた効率的な施設配置や管理体制の構築を進める必要がある。また、設備点数の低減、省力化、維持管理性の向上、リダンダンシーの確保及び既存施設の有効活用を図るなど、将来にわたり持続可能な下水道システムへの転換を進めていくべきである。

●【老朽化した施設への計画的な対応】

老朽化への対応について、経営資源が限られることを踏まえ、市民生活へのリスクを考慮した優先度を設定し、計画的に事業を実施すべきである。

●【新技術・DX・公民連携による事業運営の効率化】

効率的な事業運営に向けて、新技術の実装や DX の推進、AI の活用により、維持管理や運転管理業務の高度化・省力化を図るとともに、施設の機能向上及び安全性の強化につなげていくべきである。さらに、民間事業者が有する技術力やノウハウを活用した公民連携を一層拡大・深化させていくべきである。

(3)実効性のある財政収支計画

●【厳しさを増す経営環境】

「横浜市下水道事業中期経営計画 2026」では、計画期間内に純損失の発生が見込まれている。長期的には、純損失は拡大し、累積資金残高も減少していく見通しであり、今後の下水道事業を取り巻く経営環境は一層厳しさを増すことが見込まれる。

●【改築更新費用の見通し】

下水道法の改正により、施設の計画的な改築や事業基盤の強化が求められていることを踏まえ、将来にわたり施設機能を適切に維持していくため、今後、必要になる改築・更新に係る費用を的確に見込むべきである。

●【適切な時期を捉えた投資】

下水道の機能による効果は幅広い世代に及ぶことから、長期的な低成長を経て、物価や金利の上昇など社会経済情勢が変化する中においては、従来の思考にとらわれることなく、経営状態、施設の老朽化、適正な規模、世代間の公平性等を考慮し、コスト縮減や業務効率化を進めるとともに、適切な時期を捉え、確実な投資をしていくべきである。

●【投資と財源の継続的な検討】

将来にわたり、安定した下水道サービスを提供し続けるためにも、物価や金利の上昇、人口減少等の情勢を踏まえ、必要な投資額と財源を見込んだ実効性のある財政収支計画について、継続的に検討を深めるべきである。

(4)市民理解の促進

●【役割と課題の共有】

下水道事業は、「雨水公費・汚水私費の原則」に基づき、汚水処理に係る経費を受益者である市民の負担により支える仕組みとなっている。一方で、下水道は日常生活において「あって当たり前」の存在であるため、その重要性や事業が直面している課題が市民に認識されにくい面がある。このため、市民の理解と共感を得ながら事業を推進していくことが重要である。

●【戦略的な広報活動】

下水道の役割や重要性、老朽化対策や浸水対策などの施策の必要性やその効果、将来の事業費負担の見通しなどについて、わかりやすく積極的に情報発信するとともに、市民の理解と共感の醸成を図るため、SNS などを活用した情報発信に加え、広報誌やイベントなど幅広い世代や事業に応じて多様な広報手法を活用した戦略的かつ継続的な広報活動を展開すべきである。

第3章 報告事項

1. 気候変動を踏まえた浸水対策検討部会

(1) 概要

「気候変動を踏まえた浸水対策検討部会」では、新たな浸水対策プランを策定するにあたり、浸水対策の目標、整備優先度の考え方など、プランの骨格となる論点を審議した。様々なご意見をいただき、その内容を踏まえ、「横浜市下水道浸水対策プラン」を策定し公表した。

(2) 委員構成

部会長：森田 弘昭（日本大学生産工学部 教授）

委員：加藤 裕之（中央大学研究開発機構 機構教授）

委員：石川 永子（横浜市立大学国際教養学部 准教授）

(3) 審議状況

これまでに4回の審議を行った。

審議状況	時期	部会	主な審議事項
実施済	R5.04.28	第9期経営研究会	「気候変動を踏まえた浸水対策検討部会」の設置について
実施済	R5.06.05	第1回検討部会	浸水対策の目標 ●防災目標(浸水を防ぐ目標)の設定 気候変動の影響を踏まえ、施設整備の対象とする降雨(目標整備水準)を1.1倍に強化 ➤ 自然排水区域:47.2 mm/hr⇒51.9 mm/hr、 ➤ ポンプ排水区域:57.9 mm/hr⇒63.7 mm/hr、 ➤ 特別地区(横浜駅周辺地区):74.2 mm/hr⇒81.6 mm/hr ●減災目標の設定 甚大な被害を防ぐ目標:100 mm/hr、床上浸水の概ね防止 命を守る目標:153 mm/hr、安全な避難の確保
実施済	R5.07.05	第2回検討部会	整備優先度の考え方 ●浸水が発生した地区に加え、浸水リスクが高い地区から施設を整備 ●浸水リスク(浸水想定と浸水の影響度)の評価
実施済	R5.08.24	第3回検討部会	整備優先度の考え方 ●浸水想定及び浸水の影響度の評価
実施済	R5.10.30	第9期経営研究会(最終)	気候変動を踏まえた浸水対策検討部会の活動報告(中間)
実施済	R5.11.29	第4回検討部会	浸水対策プラン(素案)

2. 下水道管路の公民連携事業検討部会

(1) 概要

老朽化施設の増加など、様々な社会的要因によって下水道事業が抱える課題に対し、将来を見据えた対応を図るため、「下水道管路の公民連携事業検討部会」を設置し、管路施設における新たな公民連携の導入を検討している。

第1回では、新たな公民連携の事業スキームについて審議し、今後、要求水準書等の公募資料・プレゼンテーション審査など、受託候補者の選定に向けた審議・評価を行う予定である。

(2) 委員構成

部会長：加藤 裕之 （中央大学研究開発機構 機構教授）
 委員：伊藤 麻里 （アンダーソン・毛利・友常法律事務所弁護士）
 委員：鴨志田 晃 （東京国際大学 国際戦略先端技術研究所教授）
 委員：川口 恵都子 （公認会計士）
 委員：佐藤 克己 （日本大学 生産工学部土木工学科教授）

(3) 審議状況

これまでに1回の審議を行った。

審議状況	時期	部会	主な審議内容
実施済	R8.04.24	—	横浜市下水道事業経営研究会(第10期)にて部会の設置を承認
実施済	R8.07.08	第1回検討部会	(1) 部会長の選出 (2) 下水道管路の公民連携事業検討部会の設置について (3) 新たな公民連携の事業スキームについて
	R8.10 頃	第2回検討部会	マーケットサウンディング結果報告、スキーム修正案の審議
	R9.01 頃	第3回検討部会	実施方針(案)、要求水準書(案)の審議
	R9.03 頃	第4回検討部会	入札関連図書(募集要項、評価基準等)の審議
	R9.05 頃	第5回検討部会	入札関連図書(募集要項、評価基準等)の確定
	R9.11 頃	第6回検討部会	プレゼンテーション審査・優先交渉権者の選定
	R10.01 頃	第7回検討部会	審査講評(案)及びモニタリング運用ルールの確認

3. 下水道施設の公民連携事業検討部会

(1) 概要

現在、「下水道施設の公民連携事業検討部会」では、現行の汚泥資源化センター及び前処理施設に係る包括的民間委託の終了後を見据え、新たな公民連携(南部汚泥資源化センター:WPPP レベル 3.5 更新支援型、前処理:包括レベル 3.0、北部汚泥資源化センター:WPPP レベル 3.5 更新実施型)の導入を検討している。

第 1 回検討部会ではこれまでの包括的民間委託の概要と次期契約の考え方について審議した。今後は要求水準書等の公募資料について審議を行い、公告後は受託候補者の選定に向けた評価を行う予定である。

(2) 委員構成

部会長:長岡 裕 (東京都市大学 名誉教授)
 委員:伊集 守直 (横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院 教授)
 委員:越智 多佳子 (越智公認会計士事務所 公認会計士)
 委員:齋藤 利晃 (日本大学理工学部 土木工学科 教授)
 委員:村瀬 景子 (M&F パートナース法律事務所 弁護士)

(3) 審議状況

これまでに 1 回の審議を行った。

実施状況	時期	部会	主な審議内容
実施済	R8.04.24	—	横浜市下水道事業経営研究会(第 10 期)にて部会の設置を承認
実施済	R8.06.15	第 1 回検討部会	(1) 委員紹介と部会長として長岡委員を選出 (2) 専門部会の位置づけについて説明 (3) 会議の公開・非公開の決定(議事4と第2回検討部会以降は非公開) (4) これまでの包括的管理委託の概要と次期契約の考え方について説明
	R8.09.04	第 2 回検討部会	実施方針(案)・要求水準書(案)ほかの審議
	R8.10 頃	第 3 回検討部会	実施方針(案)・要求水準書(案)の確定・公表・質問受付開始 入札説明書等の審議・修正事項確認
	R8.12 頃	第 4 回検討部会	質問回答審議、実施方針(修正版)・要求水準書(修正版)、 入札説明書等の確定・公表・質問受付開始
	R9.02 頃	第 5 回検討部会	質問回答審議・公表
	R9.07 頃	第 6 回検討部会	提案書の受付・評価・事業者ヒアリング
	R9.11 頃	第 7 回検討部会	事業者選定

第4章 運営要綱・委員名簿・審議経過

1. 運営要綱

横浜市下水道事業経営研究会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日（局長決裁）

最近改正 令和 8 年 3 月 27 日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、横浜市下水道事業経営研究会（以下「研究会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（委員）

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）下水道事業経営について識見を有する者

（2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員の代理は、認めないものとする。

（専門委員）

第3条 研究会に下水道事業経営に関する専門事項を調査研究及び審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

（1）下水道事業経営について識見を有する者

（2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 専門委員の任期は、第 1 項の事項に関する調査研究及び審議が終了したときまでとする。ただし、2 年を超えない範囲とする。

（座長及び副座長）

第4条 研究会に座長及び副座長 1 人を置く。

2 座長は、委員の互選によりこれを定め、副座長は、座長が指名した者とする。

3 座長は、研究会を代表し、会務を掌理する。

4 副座長は座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 研究会の会議は、座長が招集する。ただし、座長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 座長は、研究会の会議の議長となる。

3 研究会は、委員（議事に関係のある専門委員を含む。次項について同じ。）の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 研究会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、座長の決するところによる。

（検討部会）

第6条 会議において、下水道事業経営に関する専門事項を調査研究及び審議する必要があると認めるときは、研究会に検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、座長が指名する委員若干人及び専門委員をもって組織する。

3 検討部会に部会長 1 人を置き、検討部会の委員の互選によりこれを定める。

4 研究会は、その定めるところにより、検討部会の議決をもって研究会の議決とすることができる。

5 第 5 条の規定は、検討部会の会議について準用する。この場合において、同条中の「座長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「検討部会の委員」と読み替えるものとする。

（会議の公開）

第7条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定により、研究会の会議（検討部会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第8条 座長又は部会長は、研究会又は検討部会の会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(報告)

第9条 研究会は、審議事項について、文書により市長に報告するものとする。

(庶務)

第10条 研究会の庶務は、下水道河川局マネジメント推進部下水道経営課において処理する。

2 検討部会の庶務は、下水道河川局長がその都度定めることとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、座長が研究会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の委員の任期は、第2条第2項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日から平成25年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

気候変動を踏まえた浸水対策検討部会設置運営要綱

制 定 令和5年5月11日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市下水道事業経営研究会運営要綱（以下、「研究会運営要綱」という。）第6条に定める横浜市下水道事業経営研究会（以下、「研究会」という。）の検討部会として、気候変動を踏まえた浸水対策検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（担任意務）

第2条 横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の担任意務のうち、検討部会は、次の各号に定める専門事項について調査研究及び審議するものとする。

- （1）浸水対策の目標に関すること
 - （2）整備優先度の考え方に関すること
 - （3）その他浸水対策に関する専門事項を調査研究及び審議させるため、研究会が必要と認めた事項
- 2 研究会運営要綱第6条第4項の規定により、前項の担任意務については、当該検討部会の議決をもって研究会の議決とする。ただし、次回以降の研究会に報告するものとする。

（部会員）

第3条 研究会運営要綱第6条第2項に定める検討部会の委員（以下、「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから、研究会の座長が指名する。

- （1）浸水対策について識見を有する者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 部会員の代理は、認めないものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、検討部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（部会員の責務）

第5条 部会員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 部会員は、検討部会を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。この職を辞した後も同様とする。ただし、横浜市及び検討部会が公表した情報についてはこの限りでない。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、環境創造局下水道計画調整部下水道事業マネジメント課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年5月11日から施行する。

下水道管路の公民連携事業検討部会運営要綱

制 定 令和8年6月1日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市下水道事業経営研究会運営要綱（以下、「研究会運営要綱」という。）第6条に定める横浜市下水道事業経営研究会（以下、「研究会」という。）の検討部会として、下水道管路の公民連携事業検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

（担回事務）

第2条 横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の担回事務のうち、検討部会は、次の各号に定める専門事項について調査研究及び審議するものとする。

- （1）下水道管路の公民連携事業の制度設計及び業務内容に関すること
- （2）下水道管路の公民連携事業の受託候補者の評価に関すること
- （3）下水道管路の公民連携事業の運用に関すること
- （4）その他下水道管路の公民連携事業に関する専門事項を調査研究及び審議させるため、研究会が必要と認めた事項

2 研究会運営要綱第6条第4項の規定により、前項の担回事務については、当該検討部会の議決をもって研究会の議決とする。ただし、次の研究会に報告するものとする。

（部会員）

第3条 研究会運営要綱第6条第2項に定める検討部会の委員（以下、「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから、研究会の座長が指名する。

- （1）下水道管路の公民連携事業について識見を有する者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 部会員の代理は、認めないものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開する

ものとする。ただし、検討部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（部会員の責務）

第5条 部会員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 部会員は、直接間接を問わず、応募した者及び応募することが見込まれる者と評価に関して接触してはならない。

3 部会員は、第2項において応募した者との関与が認められる場合、その他公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合は、その職を辞さなければならない。

4 部会員は、検討部会を通じて知り得た個人情報を公表してはならない。この職を辞した後も同様とする。ただし、横浜市及び検討部会が公表した情報についてはこの限りでない。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、下水道河川局下水道管路部管路保全課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

下水道施設の公民連携事業検討部会運営要綱

制定 令和8年6月1日（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市下水道事業経営研究会運営要綱（以下、「研究会運営要綱」という。）第6条に定める横浜市下水道事業経営研究会（以下、「研究会」という。）の検討部会として、下水道施設の公民連携事業検討部会（以下、「検討部会」という。）を設置運営するにあたり必要な事項を定めるものとする。

なお、本検討部会での下水道施設とは「汚泥処理施設」、「前処理施設」を指すこととする。

（担当事務）

第2条 横浜市附属機関設置条例（平成23年12月横浜市条例第49号）の担当事務のうち、検討部会は、次の各号に定める専門事項について調査研究及び審議するものとする。

- （1）下水道施設の公民連携事業の発注内容に関すること
- （2）下水道施設の公民連携事業の落札候補者の評価に関すること
- （3）その他下水道施設の公民連携事業に関する専門事項を調査研究及び審議させるため、研究会が必要と認めた事項

2 研究会運営要綱第6条第4項の規定により、前項の担当事務については、当該検討部会の議決をもって研究会の議決とする。ただし、次の研究会に報告するものとする。

（検討部会の委員）

第3条 研究会運営要綱第6条第2項に定める検討部会の委員（以下、「部会員」という。）は、次に掲げる者のうちから、研究会の座長が指名する。

- （1）下水道施設の公民連携事業について識見を有する者
- （2）前号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 部会員の代理は、認めないものとする。

（会議の公開）

第4条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、検討部会の会議については、一般に公開するものとする。ただし、検討部会の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（部会員の責務）

第5条 部会員は、第2条に定める職務を常に公正、公平に行わなければならない。

2 部会員は、直接間接を問わず、応募した者及び応募することが見込まれる者と評価に関して接触してはならない。

3 部会員は、第2項において応募した者との関与が認められる場合、その他公正、公平又は中立を妨げる事情があると認められる場合は、その職を辞さなければならない。

4 部会員は、検討部会を通じて知り得た情報を公表してはならない。この職を辞した後も同様とする。ただし、横浜市及び検討部会が公表した情報についてはこの限りでない。

（庶務）

第6条 検討部会の庶務は、下水道河川局下水道施設部施設管理課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

2. 委員名簿

(1) 横浜市下水道事業経営研究会（第10期）委員名簿

氏名	分野
伊集 守直 (副座長)	財政学（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授）
加藤 裕之	下水道行政（中央大学研究開発機構 機構教授（元国土交通省下水道事業課長））
川口 恵都子	会計（公認会計士）
木曾 博文	大口利用者（関係団体推薦）（株式会社ホテル、ニューグランド取締役営業本部長総支配人）
白石 小百合	計量経済学（横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授）
滝沢 智 (座長)	下水道技術（東京都立大学 都市環境学部特任教授）
原 郁子	小口利用者（関係団体推薦）（公社）日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事（東日本支部支部長）
松行 美帆子	都市・地域計画（横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院教授）
吉永 崇史	経営学（横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授）

(2) 各検討部会委員名簿

気候変動を踏まえた浸水対策検討部会

氏 名	分 野
石川 永子	防災（まちづくり）（横浜市立大学国際教養学部准教授）
加藤 裕之	下水道行政（中央大学研究開発機構 機構教授 （元国土交通省下水道事業課長））
森田 弘昭 （部会長）	下水道技術（日本大学生産工学部教授）

下水道管路の公民連携事業検討部会

氏名	分野
加藤 裕之	下水道行政（中央大学研究開発機構 機構教授 （元国土交通省下水道事業課長））
伊藤 麻里	法律（アンダーソン・毛利・友常法律事務所 弁護士）
鴨志田 晃	経営学（東京国際大学国際戦略先端技術研究所 教授）
川口 恵都子	会計（公認会計士）
佐藤 克己	下水道技術（日本大学 生産工学部土木工学科教授）

下水道施設の公民連携事業検討部会

氏名	分野
長岡 裕	下水道行政・技術（東京都市大学 名誉教授）
伊集 守直	財政学（横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授）
越智 多佳子	会計（越智公認会計士事務所 公認会計士）
齋藤 利晃	下水道行政・技術（日本大学 理工学部土木工学科教授）
村瀬 景子	法律（M&F パートナース法律事務所 弁護士）

3. 審議経過

第1回	令和7年5月8日	・下水道事業経営研究会（第10期）の内容 ・気候変動を踏まえた浸水対策検討部会の活動報告（最終） ・次期の計画策定に向けた考え方 ・下水道管路の維持管理の現状と八潮市の道路陥没発生後の対応状況
第2回	令和7年8月25日	・横浜市の下水道の現状と課題について ・次期中期経営計画の考え方について
第3回	令和7年11月17日	・横浜市下水道事業の進め方 ・市民に伝わりやすい下水道事業中期経営計画 ・全国特別重点調査の実施状況について
第4回	令和8年1月21日	・将来を見据えた下水道システムのあり方について ・（仮称）横浜市下水道事業中期経営計画2026素案について
第5回	令和8年4月24日	・公民連携のさらなる推進について ・横浜市下水道事業中期経営計画2026原案について ・下水道管路の全国特別重点調査の実施状況について
第6回	令和8年8月24日	経営研究会（第10期）報告書案について